

短期継続型保証

(通称：たんけい)



受付期間
限定!



©光プロダクション

1 毎月の返済負担がない一括返済の短期資金

2 要件が合致していれば何度でも更新可能!

3 最大2,000万円まで利用可能!

詳しくは裏面へ

お申込み・お問い合わせは、**宮城県信用保証協会**へ
<https://www.miyagi-shinpo.or.jp/>

本店営業部保証一課

TEL 022-225-6421

本店営業部保証二課

TEL 022-225-6422

仙台東支店

TEL 022-783-9021

白石支店

TEL 0224-25-2135

大崎支店

TEL 0229-22-0722

石巻支店

TEL 0225-22-4178

気仙沼支店

TEL 0226-22-1972

業務企画課

TEL 022-225-6495

本保証のポイント

- **経常運転資金として、毎月の返済負担がない短期運転資金を継続的にご利用いただけます！**
⇒資金繰りが安定し、安心して経営に取り組んでいただくことができます。
- **既往保証付融資のリファイナンス資金としてもご利用いただけます！**
⇒経常運転資金を長期資金で調達されてきたお客様の長短バランスを是正し、資金繰りを改善することができます。

本保証の概要

制 度 名	短期継続型保証（通称 たんけい）	
取 扱 期 間	平成30年11月1日（木）～平成32年3月31日（火）保証申込分 まで	
保 証 対 象 者	宮城県内に事業所等を有し、次の全ての項目を満たす事業者の方（※1） <input type="checkbox"/> 1期以上の決算（個人は確定申告）を行っている <input type="checkbox"/> 申込金融機関との与信取引がある <input type="checkbox"/> 法人：直近決算書で経常利益を計上している 個人：貸借対照表を作成している青色申告で、直近の確定申告による青色申告特別控除前所得金額を200万円以上計上している <input type="checkbox"/> 直近決算において債務超過でない <input type="checkbox"/> 原則として、既往保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していない	
対 象 保 証 制 度	① 普通保証 ② 協調支援保証 ③ 宮城県中小企業経営安定資金保証制度・一般資金 又は 経営改善サポート借換資金 ④ 仙台市中小企業育成資金保証制度・振興資金	
信 用 保 険	一般関係保険（無担保保険・普通保険）	
責 任 共 有	責任共有制度対象	
添 付 書 類	通常の申込書類のほか『「短期継続型保証」に係る資格要件確認書』（※2）をご提出いただきます	
※上記保証対象制度①普通保証を基準として以下のとおりです。 その他③～④については各制度要領等の定めによります。		
保 証 条 件	保 証 限 度 額	一企業 2,000万円（※2）（一企業一口限りとします）
	資 金 使 途	運転資金（既往保証付融資（運転資金に限る）の返済資金を含みます）
	保 証 期 間	1年以内（終期は決算申告期限から概ね3か月以内とします）
	貸 付 形 式	手形貸付 又は 証書貸付
	返 済 方 法	一括返済
	連 帯 保 証 人	原則として、法人代表者のみ
	担 保	必要に応じ提供していただきます
	信 用 保 証 料 率	年0.45%～1.90%の範囲（有担保保証、会計参与設置会社の場合、各々▲0.1%）
貸 付 利 率	金融機関所定利率（県一般・県一般借換：年1.50%、仙台市育成：年1.60%）	
更 新 要 件	以下すべての要件に該当する場合、新規保証での借換えにより更新することができます（※3） <input type="checkbox"/> 既往保証付融資について、条件変更等による返済緩和を実施していない <input type="checkbox"/> 法人：直近2期連続で経常利益が赤字となっていない 個人：直近2期連続で青色申告特別控除前所得金額が200万円未満となっていない <input type="checkbox"/> 著しい社外流出など、本保証が目的に反して利用されていない <input type="checkbox"/> 保証利用（資格）要件を満たしている	

（※1）不動産業のお客様は、信用保険上の制約があることから原則として本保証の対象外とさせていただきます。

（※2）当協会ホームページ内『金融機関専用ページ』からダウンロードできます。

（※3）更新回数に制限はありません。